



発行：裾野長泉新火葬施設整備推進協議会

事務局：〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地 裾野市役所内（環境市民部生活環境課）

電話：055-995-1816／FAX：055-992-4447

平成 28 年 7 月 11 日（月曜日）、裾野市役所において「裾野長泉新火葬施設整備推進協議会」の発足式が行われ、高村裾野市長と遠藤長泉町長は、協議会の規約に署名し握手を交わしました。

今後、新火葬施設の整備に向け、事業手法のあり方、管理運営方法や費用負担などについて協議を進めていきます。平成 33 年度の供用開始に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

発足式終了後、第 1 回協議会を下記のとおり開催しました。



1 設置目的

裾野市と長泉町が共同して整備する新火葬施設の建設及び管理運営等について、相互に連携して情報の共有と円滑な事務の執行を期するため、「裾野長泉新火葬施設整備推進協議会」を設置しました。

2 協議事項

- (1) 新火葬施設の整備に関すること。
- (2) 新火葬施設の事業主体に関すること。
- (3) 新火葬施設の管理運営方法に関すること。
- (4) 新火葬施設の費用負担に関すること。
- (5) その他協議会の設置目的の達成に必要なこと。

3 協議会（同規約第 4 条関係）※役員選出

会 長	裾野市長
副会長	長泉町長
監 事	裾野市副市長
委 員	長泉町副町長

4 幹 事（同規約第 6 条関係）

裾野市	企画部長
	総務部長
	環境市民部長
	生活環境課長
長泉町	総務部長
	都市環境部長
	くらし環境課長

5 議 事

(1)事業費（概算工事費・概算運営コスト）に対する負担割合

➤原則、両市町の人口割で負担することについて、全委員確認のうえ合意した。

(2)整備計画地の土地の賃借料

➤裾野市が所有している、既設の裾野市斎場用地とその隣接地について、将来事業主体として想定される一部事務組合に対し無償貸与することについて、全委員確認のうえ合意した。

(3)事業主体について

➤既存の、一部事務組合（裾野、長泉清掃施設組合）に業務追加することについて、全委員確認のうえ合意した。

6 新火葬施設の整備方針

(1) 基本方針

- ① 最後のお別れの場にふさわしい施設
- ② 故人を偲び、悲しみを癒し、慈しみを感じる施設
- ③ 人と環境にやさしい施設、誰からも愛され大切にされる施設
- ④ 維持・管理コストのかからない施設

(2) 位置

・現在の裾野市斎場用地及び隣接地を整備区域とします。

所在地：裾野市今里 3 4 3 - 1 他

(3) 交通アクセス

・長泉町役場から国道 246 号などを經由し、片道 13.5km（所要時間約 20～26 分）となります。

(4) 火葬炉の整備

・将来火葬需要の予測から、年間死亡者数のピークを迎える平成 52 年を考慮し、予備炉を含む 6 基の火葬炉が必要となります。平成 39 年度までは、4 基で対応可能であるため 6 基を整備するスペースは確保するものの、施設開始時は 4 基の火葬炉を整備します。

